

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：芦屋市長、芦屋市議会議長、芦屋市選挙管理委員会、芦屋市代表監査委員、
芦屋市公平委員会、芦屋市教育委員会、芦屋市水道事業管理者、芦屋市消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.5%
全職員	74.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.5%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.2%
31～35年	98.5%
26～30年	92.3%
21～25年	90.2%
16～20年	88.6%
11～15年	88.6%
6～10年	87.3%
1～5年	83.6%

【説明欄】

- ・ 2 (1) 役職段階別「本庁課長補佐相当職」の区分には女性職員がいない。
- ・ 2 (2) 勤続年数別「1～5年」には国及び県（県教育委員会含む。）より管理・監督職として出向している職員が含まれており、その職員の割合は男性が87%である。
- ・ 扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約80%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約70%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。